

令和5年9月5日
清掃・リサイクル部
世田谷清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

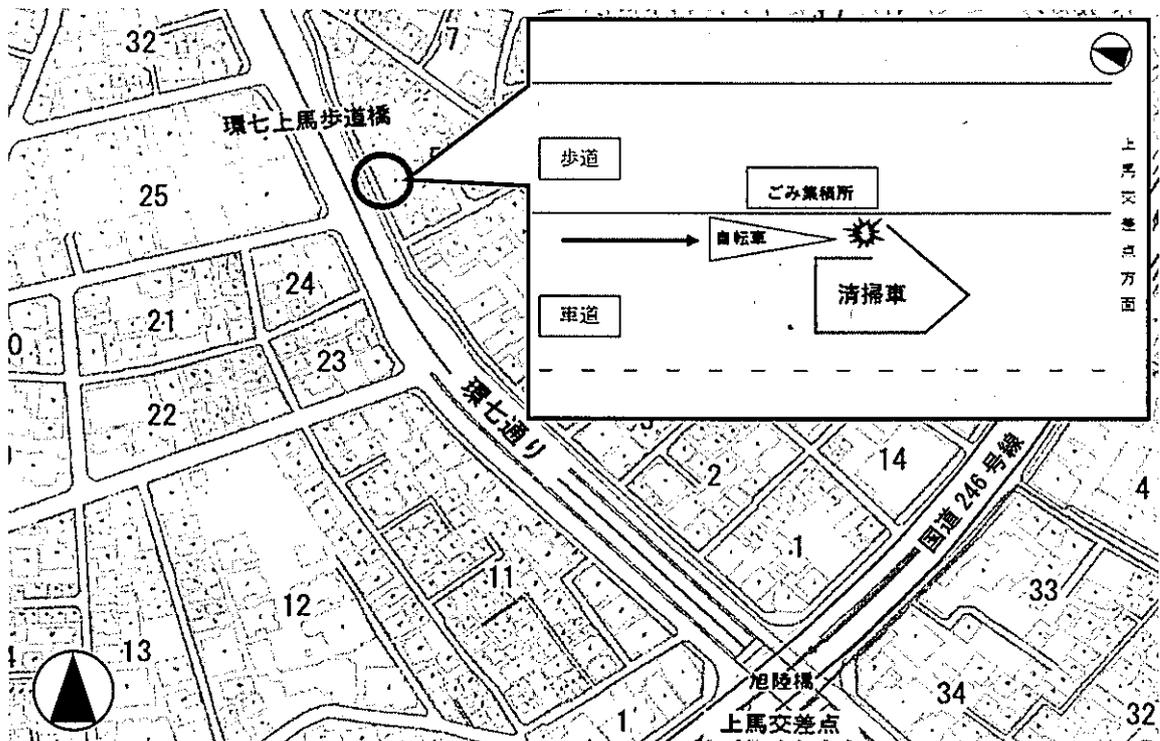
(1) 発生日時 令和5年3月30日(木) 午前8時25分頃
(天候：曇り)

(2) 発生場所 世田谷区上馬二丁目5番先路上

(3) 相手方 乙 ()

(4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)世田谷清掃事務所の職員が軽小型貨物自動車で走行中、廃棄物が散乱している集積所を発見し、整理のために車両を道路脇へ停車させ助手席のドアを開けたところ、後方から走行してきた乙自転車と開いたドアが接触した。

(現場説明図)



- (5) 損傷の程度 甲 人身：なし
物損：軽小型貨物自動車の助手席側ドアの損傷、ヒンジの歪み等
- 乙 人身：右肩及び顔面の挫傷、頸椎捻挫
物損：自転車、自転車のライト、スマートフォン、サングラス、ピアス

(6) 過失割合 甲 95% : 乙 5%

- 2 乙への損害賠償額 244,197円 (物損)
(自動車保険により全額補てん)
- 3 専決処分日 令和5年8月18日
- 4 その他 現在、相手方の通院が終わっていないため、物損の損害賠償額を決定した。